

## 高槻市自動車運送事業審議会傍聴要領

(制定：令和元年6月24日)

### 1 趣旨

この要領は、高槻市自動車運送事業審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場入口において、会議の開始時刻30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付票に氏名・住所を記入し、審議会の長の許可を受ける。
- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定する。
- (3) 前2項により許可を受けた者に審議会傍聴許可証を交付する。

### 3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

### 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うこと。
- (7) 会議中において、非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するにあたり、この要領に違反したときは、審議会の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は、審議会の長が定める。

### 附 則

この要領は、令和元年6月24日から実施する。